

精華町子どもの読書環境整備5か年計画（第五次）

【概要版】

I. 計画策定の趣旨

本町では、平成18年度に「読書で描こう せいか未来図～精華町子どもの読書活動推進計画～」を策定し、平成19年度からは「精

華町子どもの読書環境整備3か年計画」を、平成22年度からは、第二次となる5か年計画を策定し、今まで改訂を重ね、子どもの読書環境整備に取り組んできました。令和6年度をもって第四次計画期間が終了するため、このほど、国の計画改正の趣旨や、計画の進捗状況などを踏まえて計画の見直しを行い、第五次計画を策定しました。

2. 国・府の施策との関連

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、子どもの読書活動推進に関する基本理念

と国や地方公共団体の責務、事業者の努力や保護者の役割などが明らかにされました。これを受け、国は、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、第五次基本計画（令和5年度～令和9年度）に基づいた取組が進められています。また、京都府でも、平成16年3月に「京都府子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、第五次推進計画（令和7年度～令和11年度）による取組が予定されています。本町の第五次計画は、これらの国や府の計画の動向を踏まえたものとなっています。

3. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

4. 主な変更点

方策の追加 ※各項目のページ「P」は計画本編における該当箇所。

<p>(1)多様な子どもたちの読書機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な児童生徒の可能性を引き出す蔵書の充実 (P10 ○図書資料の整備)・障害のある子どもに沿ったサービスの展開(バリアフリー図書の定期的・継続的な収集、障害のある子どもや家族、関係者など当事者の意見の聴取及び取組検討、サピエ図書館によるデイジー図書などの活用) (P13 ○町立図書館における読書環境づくり)・多くの子どもが絵本に出会うきっかけとなるよう、妊婦や保護者にむけた絵本紹介など、大人への啓発 (P11 ○子育て事業における読書環境づくり)	<p>(2)デジタル社会に対応した読書環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・図書館システムでの貸出や読みたい本の記録機能の活用による読書習慣の醸成 (P13 ○町立図書館における読書環境づくり)・オンラインによる読書会 (P12 ○保育所、幼稚園における読書環境づくり)・デジタルアーカイブの活用検討 (P13 ○町立図書館における読書環境づくり)・図書館システムにおけるＩＣＴ導入に関する、学校教育課との具体的情報収集 (P14 ○町立図書館と、関係機関・施設、学校との連携)
<p>(3)子どもの視点</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒のニーズの選書への反映 (P10 ○図書資料の整備)・子どもの意見を踏まえた取組の実施、企画段階からの子どもの参画促進 (P13 ○町立図書館における読書環境づくり)	<p>(4)資料の計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none">・保育所や幼稚園における、保護者や園児との対話を通じた読書環境の把握 (P12 ○保育所、幼稚園における読書環境づくり)・子どもが郷土資料を検索しやすい環境づくり (P13 ○町立図書館における読書環境づくり)
<p>(5)図書館および学校図書館の運営充実</p> <p><図書館></p> <ul style="list-style-type: none">・研修などを通じた図書館職員の児童サービスの専門性の向上 (P14 ○町立図書館における読書環境づくり)・自習可能席の開放 (P13 ○町立図書館における読書環境づくり) <p><学校></p> <ul style="list-style-type: none">・移行期(入学時など)のオリエンテーションの実施 (P10 ○学校図書館の運営充実)	<p>(6)団体の連携促進</p> <ul style="list-style-type: none">・公立・私立の別や、所管を越えた協力・連携方法の検討 (P14 ○町立図書館と、関係機関・施設、学校との連携)